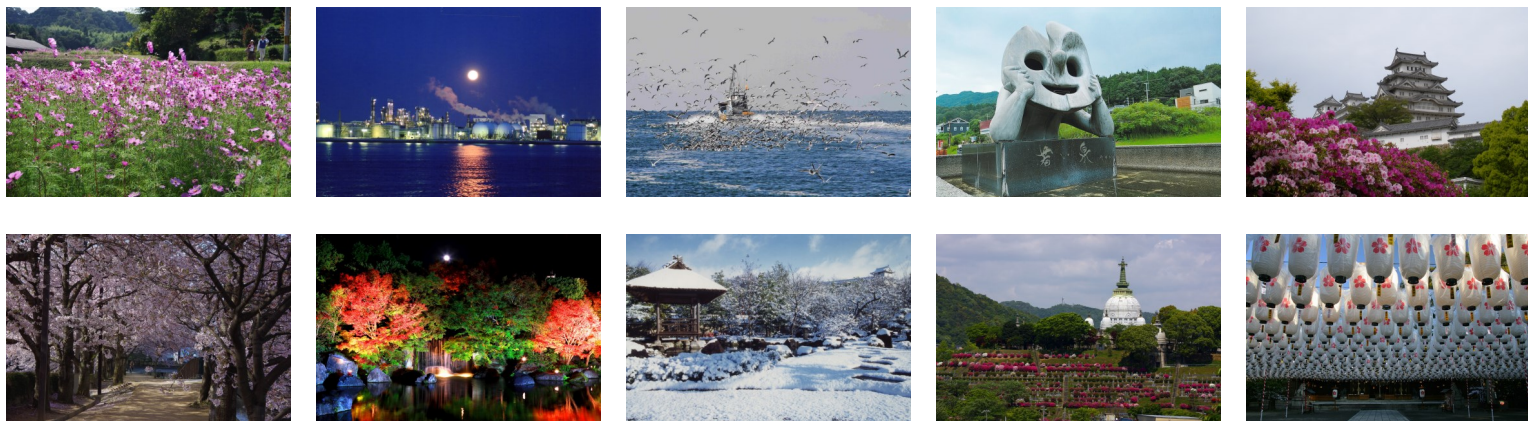




景 観 ガ イ ド ラ イ ン



景観遺産 登録写真

姫 路 市

目次

■はじめに	1
■景観計画区域内における行為の届出	2
■景観形成基準	
□市内全域	3
□大手前通り地区	5
□駅南大路地区	7
□中濠通り地区	8
□姫路駅北駅前広場地区	9
□野里街道地区	10
□姫路城周辺風景形成地域	11
■届出等の手続きについて	12
■デザイン事前協議	13
■特例基準緩和制度	14
■携帯電話基地局の設置に関する指導指針	15
■土地に設置する大規模な太陽光 発電設備に係る景観の届出について	15
■景観形成支援事業	16
■違反者に対する処分等・罰則	17
■色彩について	18



はじめに

姫路市は、美しい山河、穏やかな瀬戸の海、肥沃な播磨平野などの豊かな自然を背景に、世界文化遺産・姫路城をはじめとする歴史・文化を継承しつつ、播磨地域の中核都市にふさわしい快適な住環境、活力ある商工業を育ててきました。それらが調和した景観は、市民の愛着と誇りを育むとともに、観光客など来訪者を惹きつける魅力の源泉ともなっています。

こうした姫路らしい景観の形成を図るため、姫路市では昭和62年に姫路市都市景観条例を制定し、都市景観に関する施策の基本となる事項を定めています。また翌年にはこの条例に基づき、本市の景観形成のマスタープランとなる姫路市都市景観形成基本計画を策定し、「愛着、親しみ、誇りを感じる美しいまち」の実現に向けて各種の施策を進めてきました。

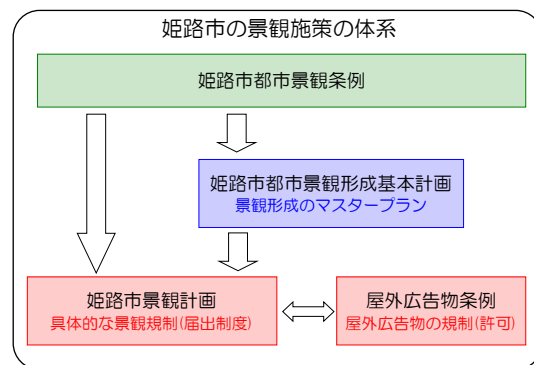
その後、国宝姫路城の世界文化遺産登録（平成5年）、景観法の施行（平成16年）、周辺4町との合併（平成18年）など、姫路市の景観施策を取り巻く環境が大きく変化したため、平成19年に姫路市都市景観形成基本計画を改定しました。

また同年には景観法及び姫路市都市景観条例に基づき、姫路市景観計画を策定し、届出制度による具体的な景観規制を行っています。

さらに平成26年には、建築物や工作物のデザイン等について、よりきめ細かな助言・指導を行うことができるようデザイン事前協議制度を導入し、良好な景観形成のための制度の一層の充実を図っています。

景観計画は、姫路らしい景観を市民・事業者・行政等の参画と協働により、まもり・そだて・つくり・いかすことで、良好な景観を形成し、将来に引き継いでいくことを目的としています。

このガイドラインは、景観計画等により定められた建築行為等に対する規制や届出等の制度についてまとめたものです。また届出等を要しない場合でも、景観に関わるすべての方に、よりよい景観形成に向けた取り組みの参考としていただけることを期待しています。



姫路市の景観形成のあゆみ

昭和62年	都市景観条例の制定
昭和63年	都市景観形成基本計画の策定
平成5年	姫路城が世界文化遺産に登録
平成16年	景観法の施行
平成18年	1市4町合併
平成19年	都市景観形成基本計画の改定
	景観計画の策定
平成26年	デザイン事前協議制度の導入

姫路市では、市内全域を景観計画区域とし、良好な景観の形成に関する方針を定め、その実現のために、一定の建築行為等を制限する基準を設けています。

また、重点的に景観形成を図る区域として、都市景観形成地区・歴史的町並み景観形成地区・風景形成地域を定め、区域の景観特性に応じた規制誘導を行っています。



重点的に景観の形成を図る区域

(1) 都市景観形成地区

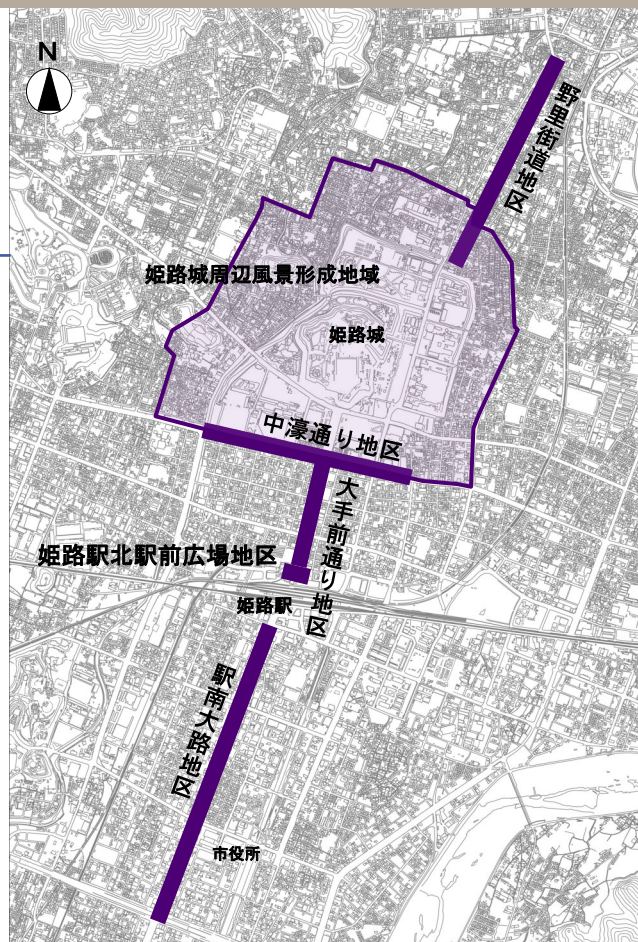
- ・大手前通り地区
- ・駅南大路地区
- ・中濠通り地区
- ・姫路駅北駅前広場地区

(2) 歴史的町並み景観形成地区

- ・野里街道地区

(3) 風景形成地域

- ・姫路城周辺風景形成地域



景観計画区域内における行為の届出

市内で、一定の建築行為等※を行う場合は、あらかじめ景観法及び姫路市都市景観条例に基づく届出が必要です。

※一定の建築行為等・・・新築（新設）、増築、改築、移転、
外観を変更することとなる大規模な修繕・模様替、色彩の変更

届出対象物件

区域	対象物件	
	種類	規模（いずれかに該当するもの）
都市景観形成地区 歴史的町並み景観形成地区	・建築物 (建築基準法第2条第1号に規定する建築物)	・全ての規模
	・煙突、高架水槽、擁壁、昇降機、貯蔵施設、 遊戯施設等の工作物で屋外広告物を除くもの ・垣、さく、塀、門その他これらに類するもの ・街灯、照明灯等その他これらに類するもの	・全ての規模
	・高架道路、高架鉄道、横断歩道橋等	・全ての規模
	・橋りょう、こ線橋等	・全ての規模
風景形成地域 その他市内全域	・建築物 (建築基準法第2条第1号に規定する建築物)	・高さが12mを超えるもの ・建築面積が1,000㎡を超えるもの
	・煙突、高架水槽、擁壁、昇降機、貯蔵施設、 遊戯施設等の工作物で屋外広告物を除くもの ・垣、さく、塀、門その他これらに類するもの ・街灯、照明灯等その他これらに類するもの	・高さが15mを超えるもの ・建築物と一体になって設置される場合は、高さが10mを超え、かつ、建築物の高さとの合計が15メートルを超えるもの ・その敷地の用に供する土地の面積が1,000㎡を超えるもの
	・高架道路、高架鉄道、横断歩道橋等	・地上からの高さが5mを超えるもの
	・橋りょう、こ線橋等	・幅員が10mを超えるもの ・延長が30mを超えるもの

これらの建築物・工作物等を
「大規模建築物等」と呼びます。

※通常の管理行為・軽易な行為・非常災害の応急措置、地下に設けるもの・仮設の工作物・重要文化財・史跡名勝天然記念物・屋外広告物等は届出の対象外となります。（詳しくはまちづくり指導課までお問い合わせください。）

市内全域

- 都市景観形成地区
- 歴史的町並み景観形成地区
- 風景形成地域

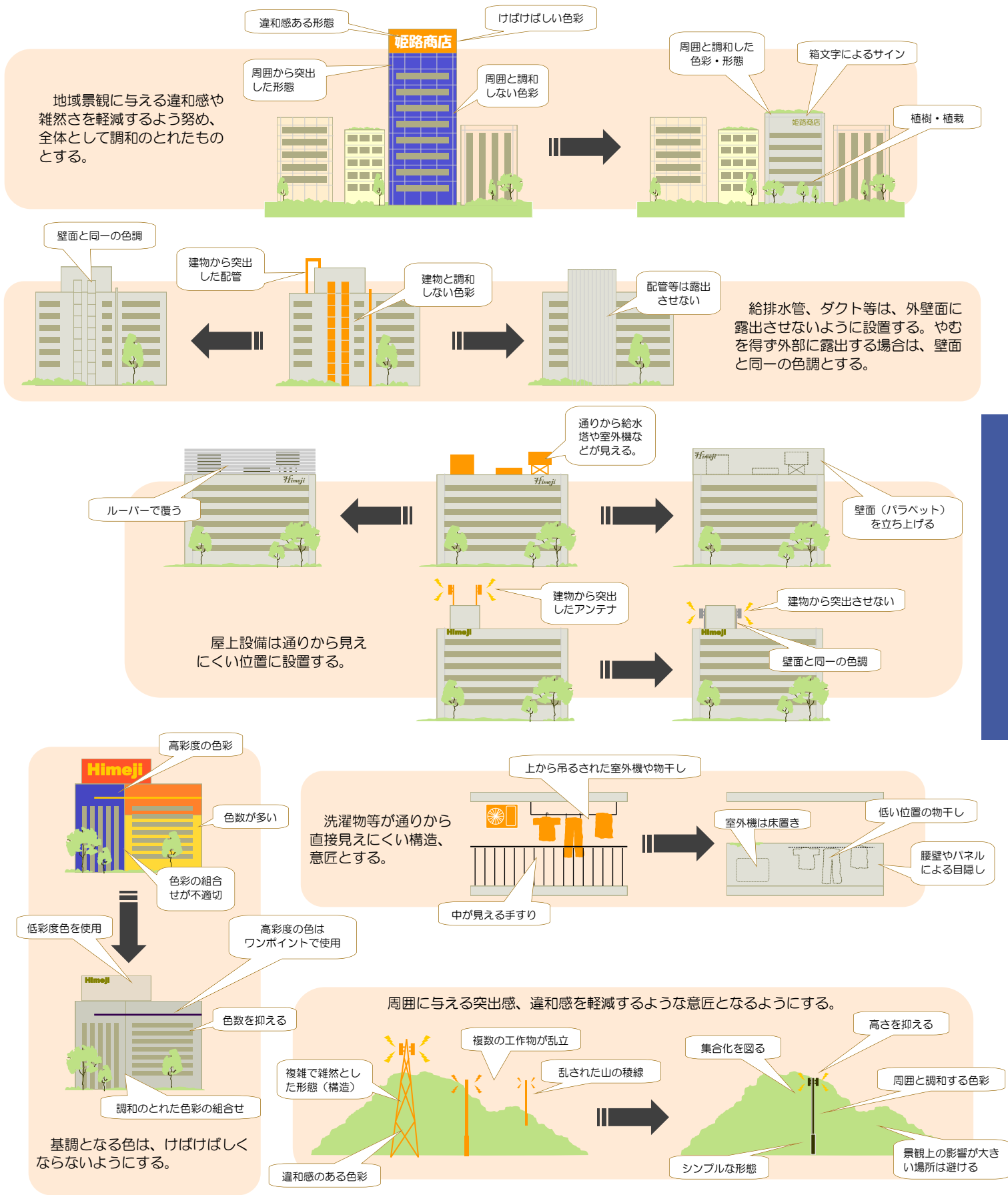
を除く



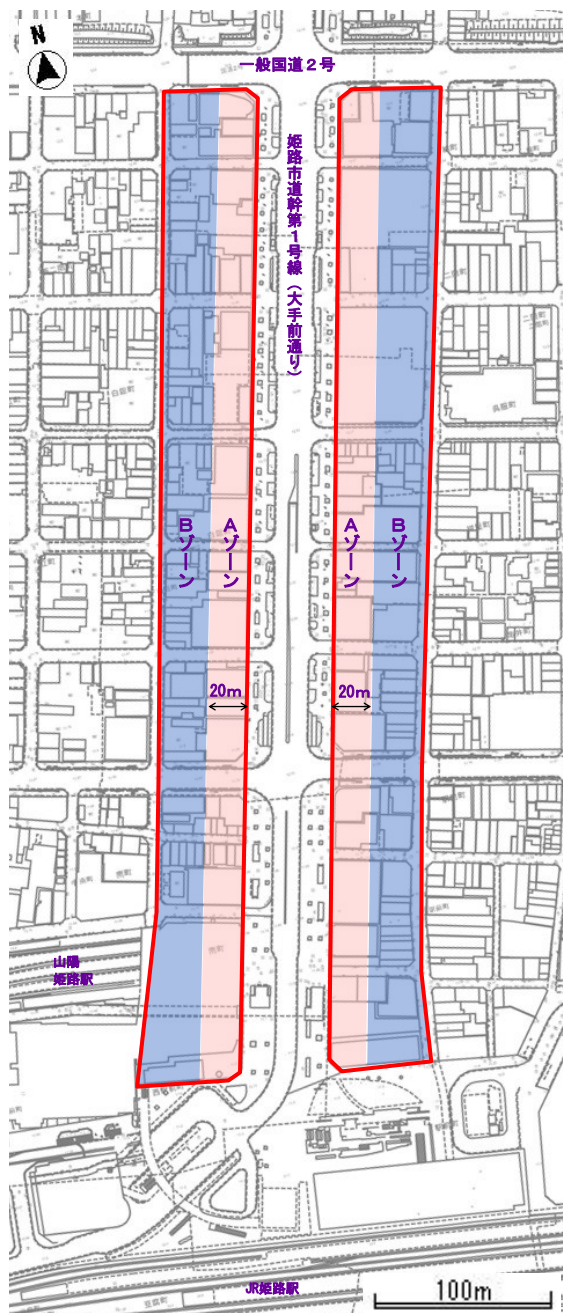
景観形成基準(大規模建築物等が対象)

一般基準			・大規模建築物等は、個々に建設または築造されるものであるが、完成後は周辺建築物等と一体的な景観として総体的に認識されるものであり、相互間で調整され関連づけられていることが望ましい。そのため、外観の意匠及び色彩については、地域景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、全体として調和のとれたものとする。 ・うるおいあるまちづくりには、質の高い建築物や緑は重要な要素である。そのため、できるだけ質の高い材料を使用するとともに、快適な生活空間を創出し、緑豊かな美しい景観形成を図るものとする。	
項目別基準	項目		基準	
	建築物	意匠	壁面設備	・給排水管、ダクト等は、外壁面に露出させないように設置する。やむをえず外部に露出する場合は、壁面と同一の色調とする。
			屋上設備	・通りから見えにくい位置に設置する。 ・壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い処置を講ずる。
			屋外階段	・形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。
		バルコニー ベランダ	・洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠とする。	
	色彩	外壁	・基調となる色は、けばけばしくならないようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ②Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下	
			その他	植樹・植栽
	工作物	意匠		・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。
		色彩	外壁	・基調となる色は、けばけばしくならないようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ②Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ただし、道路交通法その他の法令に基づき設置するもの及び遊戯施設については、適用しない。
				その他
高架道路・高架鉄道 横断歩道橋 橋りょう・ご線橋			・周辺景観に調和した意匠、色彩となるよう配慮する。 ・排水管等は見えにくい位置に配置するよう工夫する。	

市内全域(大規模建築物等)の基準図例



大手前通り地区（都市景観形成地区）



地区の概要

本地区は、本市のシンボルである姫路城とJR姫路駅とを結ぶ姫路の顔として、また姫路城の前景として、個性と魅力ある都市空間を形成しています。

目標

姫路城と調和し、本市の顔として個性と魅力ある都市景観形成を図るため、次項を目標に景観形成に取り組みます。

- ・美しく風格ある街並みの形成
- ・にぎわい、親しみ、うらおいのある都市空間の形成

方針

- ・景観に配慮した総合的な都市基盤の整備
- ・大手前通りの特性を生かした空間活用と演出
- ・地元組織の育成

区域

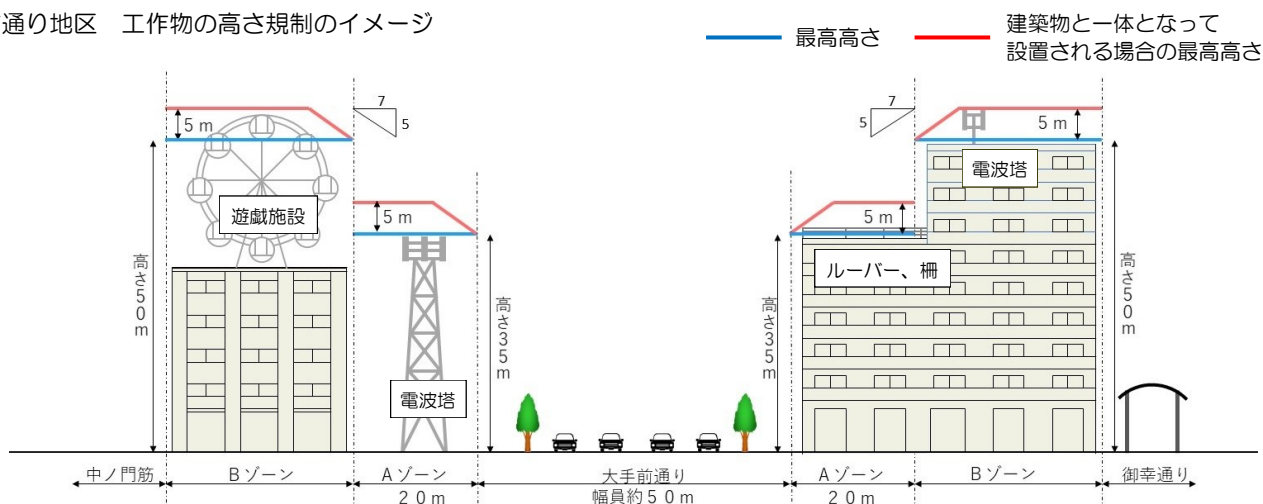
左図で示す実線で囲まれた区域

Aゾーン：大手前通り地区のうち、姫路市道幹第1号線の道路境界から20mまでの敷地又は空地

Bゾーン：大手前通り地区のうち、Aゾーン以外の敷地又は空地



大手前通り地区 工作物の高さ規制のイメージ



※建築物の最高高さは高度地区により定められており、Aゾーンでは35m、Bゾーンでは50mです。塔屋等の取扱いなど、詳しくは都市計画課までお問い合わせください。

景観形成基準(全ての建築物・工作物等が対象)

一般基準				姫路城の前景として、大手前通りをより快適でうおいのある街並みにしていくため、当地区での建築物等は、美しく落ち着いた風格ある規模・意匠・色彩をめざすとともに、その維持管理においても配慮をし、通りを歩く人々にとっては、にぎわいと親しみとうおいのある緑豊かな空間づくりをめざし、街並み全体を調和のとれたものとする。	
項目別基準	項目			基準	
	Aゾーン	建築物	意匠	壁面設備	・給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。
				屋上設備	・壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い処置を講ずる。
				屋外階段	・大手前通りに面して設置しないものとし、形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。
				バルコニー ベランダ	・洗濯物、室外機等が通りから直接見えにくい構造、意匠とし、手すり等は形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。
				1階部分の 形態	・街のにぎわいを高めるようなショーウィンドウの設置に努め、シャッターを使用する場合はパイプシャッターの使用等により遮へい感を軽減する。 ・大手前通り以外の道路から車が出入りできる場合は、大手前通りに面して駐車場の出入口を設置しない。
		色彩	外壁	・基調となる色は、姫路城の色調と調和のとれた色彩とし、明るい色調とするとともに、けばけばしくならないようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度5～9 ②R（赤）、Y R（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度1以下	
				・外壁は汚れが目立たない退色の少ないものとし、周囲の建物と調和のとれた質の高いものとする。 ・街のうおいを高めるような花壇、植え込み等の設置に努める。	
		その他	材料・植栽		
		工作物	規模	高さ	・35メートル以下とする。 ・建築物と一体になって設置される場合にあっては、その高さの合計は最高限度を40メートルとし、かつ、当該工作物の各部分の高さは、当該各部分から姫路市道幹第1号線までの水平距離に7分の5を乗じて得たものに35メートルを加えたものの以下とする。
			意匠		・地区に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。
			色彩	外壁	・基調となる色は、姫路城の色調と調和のとれた色彩とし、明るい色調とするとともに、けばけばしくならないようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度5～9 ②R（赤）、Y R（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度1以下 ただし、道路交通法その他の法令に基づき設置するものについては適用しない。
			その他	材料・植栽	・外壁は汚れが目立たない退色の少ないものとし、周囲の建物と調和のとれた質の高いものとする。 ・街のうおいを高めるような花壇、植え込み等の設置に努める。
	Bゾーン ※2	建築物 （高さ15mを超える部分）※1	意匠	壁面設備	・給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。やむをえず外部に露出する場合は、壁面と同一の色調とする。
				屋上設備	・壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い処置を講ずる。
				屋外階段	・大手前通りから直接見えにくい位置に設置するものとし、形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。
			バルコニー ベランダ	・洗濯物、室外機等が通りから直接見えにくい構造、意匠とし、手すり等は形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。	
				・基調となる色は、明るい色調とするとともに、けばけばしくならないようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度5～9 ②R（赤）、Y R（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度1以下	
		工作物 （高さ15mを超える部分）※1	その他	材料	・外壁は汚れが目立たない退色の少ないものとし、周囲の建物と調和のとれた質の高いものとする。
			規模	高さ	・50メートル以下とする。 ・建築物と一体になって設置される場合にあっては、その高さの合計は最高限度を55メートルとし、かつ、当該部分の各部分の高さは、当該各部分から姫路市道幹第1号線までの水平距離から20メートルを減じたものに7分の5を乗じて得たものに50メートルを加えたものの以下とする。
			意匠		・地区に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。
		色彩	外壁	・基調となる色は、明るい色調とするとともに、けばけばしくならないようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度5～9 ②R（赤）、Y R（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度1以下 ただし、道路交通法その他の法令に基づき設置するものについては適用しない。	
				・外壁は汚れが目立たない退色の少ないものとし、周囲の建物と調和のとれた質の高いものとする。	

※1 大手前通り地区Bゾーンのうち、高さ15m以下の部分には、市内全域の基準（3ページ参照）を適用します。
※2 大手前通り地区Bゾーンのうち、一般国道2号及び姫路駅北駅前広場に接する敷地又は空地においては、高さ15m以下の部分には別途基準を設けています。詳しくはまちづくり指導課までお問い合わせください。

駅南大路地区（都市景観形成地区）

地区の概要

本地区は、都心部の商業・業務ゾーン、都市軸に位置する広域交通拠点として、本市の南玄関にふさわしい緑豊かな都市的沿道景観が形成されつつあります。

目標

- 新商業・業務ゾーンとしての高次都市機能の充実と、シンボルロードにふさわしい都市景観形成を図り、「未来に向けて飛躍発展する輝くまち」を実現するため、次項を目標に景観形成に取り組みます。
- ・眺望性とまとまりのある緑豊かな美しい道路景観の形成
 - ・出会いとドラマを演出できる活気に満ちた都市空間の形成
 - ・親しみ、うるおいのある楽しい歩行者空間の形成

景観形成基準(全ての建築物・工作物等が対象)

一般基準			新しい都心商業・業務地区にふさわしい規模、位置、意匠、色彩とするよう努め、地区全体として調和のとれた景観形成をめざす。
項目別基準	項目		基準
	高さ12 m以上の建築物	規模	・新しい都心商業・業務地区にふさわしい量感のある建築物とするため、建築面積は250平方メートル以上とする。ただし、敷地面積がこれに満たない場合は緩和する。
		位置	・建築物の連続感を高めるため、駅南大路に面する外壁の位置は敷地境界線から2メートルまでの範囲内とする。ただし、歩行者の休憩等を目的とするオープンスペースを設ける場合は除外する。
		意匠	・1階部分は、うるおいとにぎわいのある歩行者空間の形成を図るため、以下の点に配慮する。 ①店舗として利用するか、壁面ギャラリー、ショーウィンドウ、遮へい感の少ないシャッター、夜間のライトアップ装置等を設ける。 ②駐車場、駐輪場等のサービス空間は通りから目立たないようにし、出入口は可能な限り駅南大路以外の道路に面して設ける。
			・街角部分は、駅南大路の個性を育てるため、特に楽しさや美しさの演出を工夫する。
		建築設備等	・壁面設備は、外壁面に露出させないよう設置する。 ・屋上設備は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い処置を講ずる。
		その他	・屋外階段は、形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。 ・バルコニー、ベランダは、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠とする。
	色彩	外壁	・新しい都心商業・業務地区にふさわしい景観をつくるため、若々しく明るい色彩を基調とし、街路樹との調和にも配慮する。複数の色彩を使用する場合は、特に留意する。基調となる色彩の範囲は、マンセル表色系において以下のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度6～9 ②R（赤）、YR（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度5以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度2以下
		屋根	・新しい都心商業・業務地区の景観形成に配慮した色彩を基調とし、けばけばしくならないようにする。
	その他	材料、植栽 塀・柵等 維持管理	・汚れが目立たない退色の少ないものとする。 ・敷地内の植樹、植栽や花壇の設置に努める。 ・駐車場等のフェンスや工事現場の仮囲い等、一時的あるいは付帯的な部分も、景観的配慮に努める。 ・維持管理は定期的に行うよう努める。
	高さ12 m未満の建築物	規模・位置	・新しい都心商業・業務地区の景観形成に配慮した規模、位置とする。
		意匠	・1階部分は、うるおいとにぎわいのある歩行者空間の形成を図るため、駐車場等のサービス空間は通りから目立たないように植栽等を施し、出入口は可能な限り駅南大路以外の道路に面して設ける。 ・街角部分は、駅南大路の個性を育てるため、特に楽しさや美しさの演出を工夫する。
			・壁面設備、屋上設備は建築物との調和を図る。
		その他	・屋外階段は形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。 ・バルコニー、ベランダは、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠とする。
		色彩	・新しい都心商業・業務地区にふさわしい景観をつくるため、若々しく明るい色彩を基調とし、街路樹との調和にも配慮する。基調となる色彩の範囲は、マンセル表色系において以下のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度6～9 ②R（赤）、YR（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度6以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度3以下
		屋根	・新しい都心商業・業務地区の景観形成に配慮した色彩を基調とし、けばけばしくならないようにする。
	工作物	材料、植栽 塀・柵等 維持管理	・汚れが目立たない退色の少ないものとする。 ・敷地内の植樹、植栽や花壇の設置に努める。 ・駐車場等のフェンスや工事現場の仮囲い等、一時的あるいは付帯的な部分も、景観的配慮に努める。 ・維持管理は定期的に行うよう努める。
			・駅南大路に面する位置には設置しない。ただし、道路交通法その他法令に基づき設置するもの、歩行者空間を快適にする装置、小規模なフェンス等については適用しない。適用除外のものを設置する場合、都心商業・業務地区の景観に与える突出感や違和感を軽減するような意匠、色彩、材料とし、維持管理は定期的に行うよう努める。

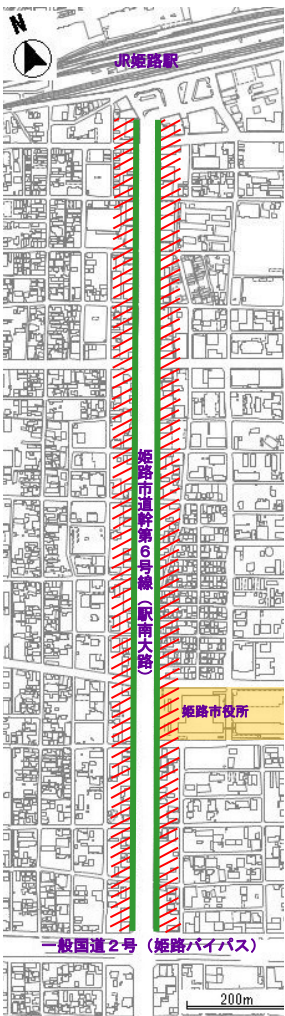


方針

- 躍動感あふれる美しい都市的沿道景観の形成を図るため、次に掲げるとおり、公的及び私的空間の景観形成を図るとともに、建築物の規模に応じた景観形成基準を定め、効果的な規制・誘導を行うものとします。
- ・駅南大路の特性を生かした総合的な景観整備
 - ・建築物の高さによる二段階の景観形成基準による規制・誘導
 - ・土地利用策を考慮した景観形成のための助言

区域

姫路市道幹第6号線のうち起点から一般国道2号（姫路バイパス）までに接する敷地又は空地



中濠通り地区（都市景観形成地区）



地区の概要

本地区は、特別史跡姫路城跡に隣接する都心部の商業・業務ゾーンであり、将来に向けて、風格があり活気に満ちた魅力ある都市景観を形成することが求められています。

目標

姫路城と調和する風格ある都市景観の形成を図るため、次項の景観形成に取り組みます。

- ・姫路城に配慮した景観形成
- ・都心部にふさわしい風格ある商業・業務地景観の形成
- ・魅力と親しみある沿道景観の形成

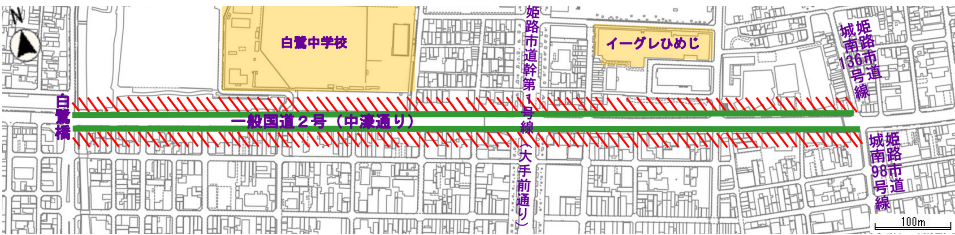
方針

姫路城と調和する風格ある都市景観の形成を図るため、次に掲げるとおり、公的及び私的空間の景観形成を図るとともに、効果的な規制・誘導を行うものとします。

- ・景観に配慮した公共空間の整備
- ・姫路城との調和及び姫路城の眺望等に配慮した規制・誘導
- ・地区の特性を生かした空間活用と演出

区域

一般国道2号のうち白鷺橋東詰めから姫路市道城南98号線又は姫路市道城南136号線までに接する敷地又は空地（大手前通り地区に属する区域を除く。）



景観形成基準(全ての建築物・工作物等が対象)

一般基準			姫路城の眺望、姫路城からの眺望に配慮するとともに姫路城に調和する風格ある商業・業務地区にふさわしい規模、意匠及び色彩とするよう努め、かつ、建築物の連続感を高めるとともに、親しみとうるおいある歩行者空間の形成を図るよう努める。	
項目別基準	項目		基準	
	建築物	規模	・高さは25メートル以下とする。	
		位置	・中濠通りに面する外壁の位置は、敷地境界線から2メートルまでの範囲とする。ただし、歩道と一体となったオープンスペースを設ける場合は、この限りでない。	
		意匠	建築形態等	・駐車場、駐輪場等のサービス空間は、建築物の内部等を利用して、通りから目立たないように努める。 ・1階部分は店舗として利用するか、壁面ギャラリー、ショーウィンドウ等を設けるように努める。 ・1階部分にシャッターを設置する場合は、遮へい感の少ないものを用いるよう努める。 ・通りに対して正面性の高い形態とし、建築物の規模が大きい場合は、壁面の分節化等により圧迫感を軽減する。
			建築設備等	・壁面設備は、外壁面に露出させないようにする。やむをえず露出する場合は、形態、色調等を工夫し、目立たないようにする。 ・屋上設備は、屋根の形態等を工夫するほか、壁面の立ち上げ、ルーバーによる遮へい等により、直接見えにくくする措置を講ずる。
		その他	・屋外階段は、形態、材料、色彩等の工夫により、建築物との調和を図る。 ・バルコニー、ベランダは、洗濯物、室外機等が通りから直接見えにくい構造、意匠とする。	
		色彩	外壁	・城、土塁と調和した風格ある色彩となるよう配慮し、通りに面する壁面は特に留意する。 基調となる色彩の範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度4～9 ②R（赤）、YR（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度4～9、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度6～9、彩度1以下
			屋根	・城からの眺望等に配慮し、落ち着いた色彩とする。
		その他	材料	・外壁は汚れが目立たなく、破損しにくく、退色の少ないものとする。特に、1～2階部分の外壁や敷地の材料は、歩道、土塁の雰囲気と調和する材質感をもつものとする。
			維持管理	・維持管理は定期的に行うよう努める。
	植栽		・敷地内のオープンスペース等の植栽に努めるほか、歩道や土塁と一体となった良好な景観形成に努める。	
	照明演出		・建物、樹木等のライトアップを行うことにより、明るく、にぎわいのある通りを演出するよう努める。	
	工作物		・中濠通りに面する位置には設置しない。 ・ただし、道路交通法その他の法令に基づき設置するもの、歩行者空間を快適にするもの等については適用しない。 この場合においては、城、土塁の雰囲気と調和するよう、突出感、違和感を軽減するような意匠、色彩、材料を用いるものとし、維持管理は定期的に行うよう努める。	

姫路駅北駅前広場地区（都市景観形成地区）

地区の概要

本地区は、姫路駅北駅前広場及びその周辺を含む地区であり、本市の玄関口として、また姫路城・大手前通りにつながるシンボル空間として、都市景観上、重要な地区となっています。

目標

本市の風格と都市ブランドを表現し、交通結節点として市民と観光客の利便性を向上するため、次項を目標に景観形成に取り組みます。

- ・播磨の玄関口、姫路城や大手前通りへの入口としての空間形成
- ・にぎわい、親しみ、うるおいのある都市空間の形成

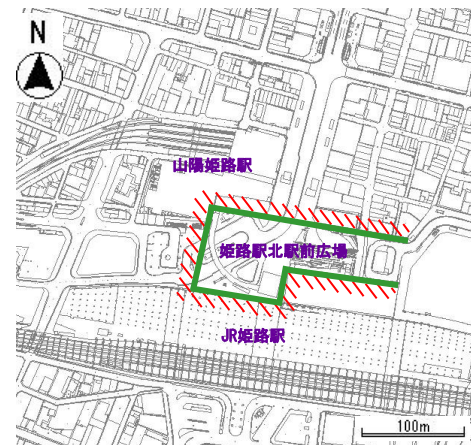
方針

播磨の玄関口として、姫路城や大手前通りへの入口として魅力ある都市景観の形成を図るため、次に掲げるとおり、公的及び私的空間の景観形成を図るとともに、効果的な規制・誘導を行うものとします。

- ・景観に配慮した総合的な都市基盤の整備
- ・駅前広場の特性を活かした空間活用と演出

区域

姫路駅北駅前広場に接する敷地又は空地（大手前通り地区に属する区域を除く。）



景観形成基準(全ての建築物・工作物等が対象)

一般基準			播磨の玄関口、姫路城や大手前通りへの入り口としての風格を保ちながら、駅前として多くの人が楽しく集い交流する空間を形成していくため、当地区での建築物等は、美しく落ち着いた風格の中にも活き活きとした様子が表れた規模・意匠・色彩をめざすとともに、その維持管理においても配慮をし、賑わいと親しみとうるおいのある空間づくりをめざし、街並み全体を調和のとれたものとする。	
項目別基準	項目		基準	
	建築物	規模	高さ	・42メートル以下とする。
		意匠	壁面設備	・給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないように設置する。
			屋上設備	・壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い処置を講ずる。
			屋外階段	・北駅前広場に面して設置しないよう努め、形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。
			バルコニー ペランダ	・洗濯物、室外機等が通りから直接見えにくい構造、意匠とし、手すり等は形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。
			1 階部分の 形態	・街のにぎわいを高めるようなショーウィンドウの設置に努め、シャッターを使用する場合はパイプシャッターの使用等により遮へい感を軽減する。 ・北駅前広場以外の道路から車が出入りできる場合は、北駅前広場に面して駐車場の出入口を設置しないよう努める。
			その他	・北駅前広場との調和に配慮し、長大で単調な壁面とならないよう、意匠に工夫を施す。
	色彩	外壁	・基調となる色は、姫路城の色調と調和のとれた色彩とし、明るい色調とするとともに、けばけばしくならないようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度5～9 ②R（赤）、Y R（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度1 以下	
		その他	材料	・外壁は汚れが目立たない退色の少ないものとし、周囲の建物と調和のとれた質の高いものとする。
	工作物	規模	高さ	・4 2メートル以下とする。 ・建築物と一体になって設置される場合にあってはその高さの合計は地盤面から42メートル以下とする。
		意匠		・地区に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。
		色彩	外壁	・基調となる色は、姫路城の色調と調和のとれた色彩とし、明るい色調とするとともに、けばけばしくならないようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度5～9 ②R（赤）、Y R（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度1 以下 ただし、道路交通法その他の法令に基づき設置するものについては適用しない。
		その他	材料	・外壁は汚れが目立たない退色の少ないものとし、周囲の建物と調和のとれた質の高いものとする。

野里街道地区（歴史的町並み景観形成地区）

地区の概要

本地区は、世界遺産バッファゾンの一部にあたり、将来に向けて、歴史的な町並みの保全と形成が求められています。

目標

歴史的な町並みに残る地域の生活文化の様式を今に伝え、伝統ある都市の個性を表す町並みの形成を目指します。

方針

- ・歴史的町並みの保全、修景
- ・歴史的建造物の保全、修景
- ・魅力ある商業空間の創出
- ・市民の主体的な景観まちづくりへの支援

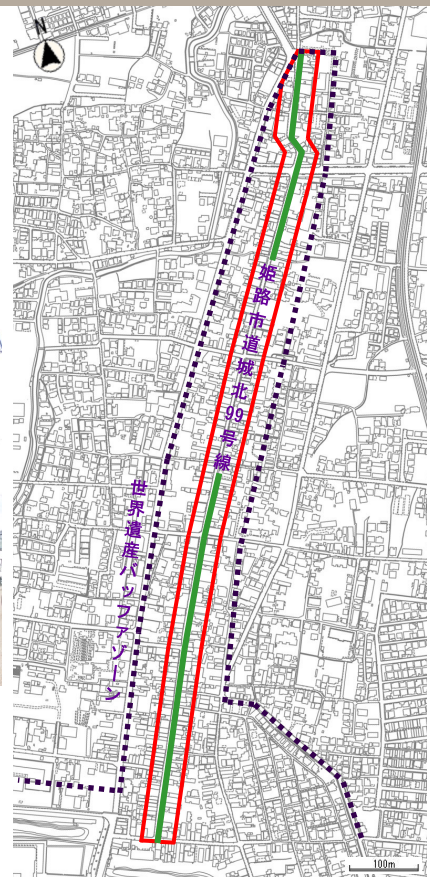
区域

姫路市道城北99号線及び当該道路の境界から20mまでの敷地又は空地（世界遺産バッファゾーンとして登録されている区域に限る）

景観形成基準(全ての建築物・工作物等が対象)

※区域内の市道城北99号線から視認できない建築物又は工作物の部分についてはこの限りでない。

一般基準			世界遺産の城下町にふさわしい規模、位置、意匠及び色彩とするよう努め、歴史的な町並みと調和のとれたものとする。	
項目別基準	項目		基準	
	建築物	位置	・通りに面する壁面の位置は、歴史的な町並みの連続性に配慮する。やむを得ず通りに面して庭や駐車場等のオープンスペースを設ける場合は、歴史的な町並みとの調和や連続性に配慮する。	
		規模	高さ	・野里街道に面した建物は、原則として2階以下とする。やむを得ず3階以上とする場合は、3階以上の壁面を野里街道の道路境界から5m以上後退させる。
			意匠	形態・意匠
		屋根・庇		・伝統的な周囲の建物に合わせた向き、勾配とするよう努める。 ・黒又は灰色もしくはこれに近い色彩とする。
		外壁		・基調となる色彩は、無彩色又は茶色系の色彩とする。 ・野里街道に面する外壁のみならず、その他の外壁も一体的な意匠とするよう努める。
		建具		・色彩は、無彩色又は茶色系の色彩とし、外壁と調和したものとする。ただし、ベンガラ等の伝統的な町家の色彩を用いる場合を除く。
		建築設備等		・野里街道から見える位置には、原則として設置しない。やむを得ず見える位置に設置する場合は、覆い措置を講ずるか、形態・材料・色調を工夫し、目立たないように配慮する。
		屋外階段	・野里街道から見える位置には、原則として設置しない。やむを得ず見える位置に設置する場合は、歴史的な町並みに違和感を与えないよう工夫する。	
	その他	照明等	・過剰な光源を使用せず、光源の色彩や点滅がけばけばしくならないよう配慮する。	
		外構（門・柵・塀等）	・歴史的な町並みに調和する規模・形態・意匠とする。	
		日除けテント等	・下屋・庇などを基本とし、日除けテント等はできるだけ設置しない。やむを得ず設置する場合は、歴史的な町並みに違和感を与えない形態・意匠・色彩とする。	
	工作物	意匠	形態・意匠・色彩	・周囲に与える突出感、違和感を軽減する意匠とする。 ・基調となる色彩は、無彩色又は茶系色とする。
	自動販売機	位置	・複数機設置する場合は、乱雑とならないよう配置する。	
		意匠	・企業名・商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮する。	
色彩		・基調となる色彩は、灰色又は薄い茶色系とし、歴史的な町並みとの調和に配慮する。		
空き地等			・空き地や暫定利用の土地の外周は、通りの景観に調和するような修景に努める。	



姫路城周辺風景形成地域

地域の概要

本地域は、特別史跡姫路城跡とその周辺市街地とを含めた地域であり、将来に向けて、姫路城と調和した美しい風景を形成することが求められています。

目標

姫路城と調和する美しい風景の形成を図るため、次項の景観形成に取り組みます。

- ・姫路城への眺望に配慮した景観形成
- ・姫路城からの眺望に配慮した景観形成
- ・姫路城と調和する美しく落ち着いた景観の形成

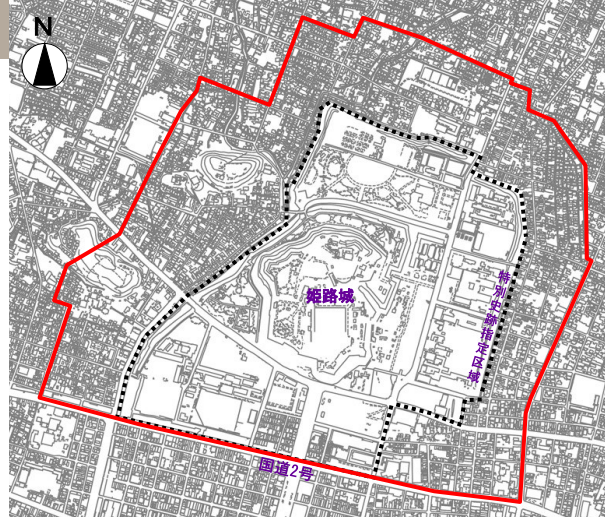
方針

姫路城と調和する美しい風景の形成を図るため、次に掲げるとおり、公的及び私的空間の景観形成を図るとともに、効果的な規制・誘導を行うものとします。

- ・景観に配慮した公共空間の整備
- ・姫路城との調和及び姫路城の眺望等に配慮した規制・誘導
- ・歴史・文化、自然との共生

景観形成基準(大規模建築物等が対象)

一般基準			姫路城への眺望、姫路城からの眺望に配慮するとともに、姫路城に調和する美しく落ち着いた意匠や色彩とするよう努め、姫路のシンボルにふさわしい地域景観の形成を図るよう努める。		
項目別基準	項目			基準	
	建築物	意匠	建築形態等	・勾配屋根にするなど、城からの眺望等に配慮する。 ・建物の分棟、壁面の分節化等の工夫により長大壁面となることを避け、突出感や圧迫感を軽減する。	
			建築設備等	・壁面設備は、外壁面に露出させないようにする。やむをえず露出する場合は、形態、色調等を工夫し、目立たないようにする。 ・屋上設備は、屋根の形態等を工夫するほか、壁面の立ち上げ、ルーバーによる遮へい等により、直接見えにくくする措置を講ずる。	
			その他	・屋外階段は、形態、材料、色彩等の工夫により、建築物との調和を図る。 ・バルコニー、ペランダは、洗濯物、室外機等が通りから直接見えにくい構造、意匠とする。	
		色彩	外壁	・城と調和した落ち着いた色彩となるよう配慮し、基調となる色彩の範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度4～9 ②R（赤）、Y R（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度4～9、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度6～9、彩度1以下	
			屋根	・城からの眺望等に配慮し、無彩色とする。	
		その他	材料	・外壁は汚れが目立たなく、破損しにくく、退色の少ないものとする。	
			維持管理	・維持管理は定期的に行うよう努める。	
			植樹・植栽	・敷地内の植樹、植栽に努める。	
			照明等	・照明等は城の夜間景観や周囲の環境に配慮する。 ・過剰な光源とならないよう努め、光源の色彩や点滅などは周囲の景観に特に配慮する。	
	工作物	意匠		・周囲に与える突出感、違和感を軽減する意匠とする。	
		色彩	外壁	・城と調和した落ち着いた色彩となるよう配慮し、基調となる色彩の範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度4～9 ②R（赤）、Y R（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度4～9、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度6～9、彩度1以下 ただし、道路交通法その他の法令に基づき設置するものについては適用しない。	
		その他	植樹・植栽	・敷地内の植樹、植栽に努める。	
	高架道路・高架鉄道 横断歩道橋 橋りょう・ご線橋			・周辺景観に調和した意匠、色彩となるよう配慮する。 ・排水管等は見えにくい位置に配置するよう工夫する。	



区域

姫路城周辺の赤線で囲まれた区域
(中濠通り地区・野里街道地区に属する区域を除く。)

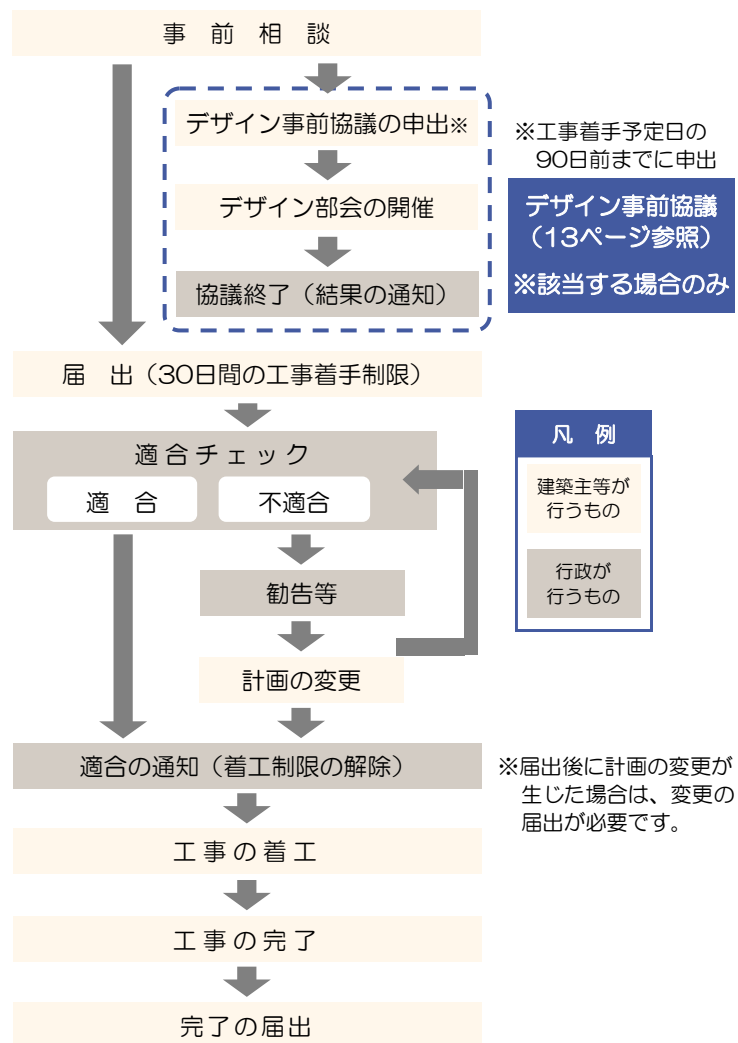


届出等の手続きについて

一定の建築行為等(2ページ参照)を行う場合は、以下の書類を作成し、まちづくり指導課に提出してください。

- ・届出書の様式は市ホームページよりダウンロードして作成してください。
- ・届出後に計画を変更する場合は、変更の届出が必要となることがあります。まちづくり指導課までお問い合わせください。

■ 手続きの流れ



■ 必要書類

「景観計画区域内の行為(変更)届出(通知)書(様式1号)」2部に、以下の書類を添付して、まちづくり指導課の窓口まで届け出てください。

種類※1	縮尺※2	備考
委任状		申請者以外が届け出る場合
付近見取図	1/2,500以上	
現況写真		敷地及び周囲の状況を示すもの
配置図	1/100以上	門・塀・植栽・屋外設備等の敷地内の外部構成を記載したもの
各階の平面図	1/200以上	
各面の立面図	1/200以上	主要部分の材料の種別・仕上げ・マンセル値を記載したもの
2面以上の断面図	1/200以上	主要部を表示したもの
完成予想図書		彩色した2面以上の立面図又は外観カラーパース

- ※1 市長が添付の必要がないと認める図書は省略できます。
 ※2 定められた縮尺の図面では適切に表示できない場合は、この限りではありません。

■ 工事が完了したとき

景観計画区域内の行為の届出にかかる行為が完了したときは、「景観計画区域内の行為完了届出(通知)書(様式第3号)」1部に、以下の書類を添付して、速やかにまちづくり指導課の窓口まで届け出てください。

種類	備考
カラー写真	以下の項目をまとめたもの ・建築物等の全景写真(各面) ・行為の内容が景観形成基準の各項目に適合していることを示す写真

デザイン事前協議

対象区域において、以下に示す行為を行う場合には、景観計画区域内の行為の届出に先立ち、あらかじめ市と建築物、工作物、屋外広告物等のデザインその他の事項について、専門家の意見を踏まえた協議を行うことが必要です。

対象行為

(1) 下表の対象区域における対象物件の新築（新設）、増築、改築、移転、外観を変更することとなる大規模な修繕・模様替え、色彩の変更

対象区域	対象物件	
	種類	規模
都市景観形成地区 ・大手前通り地区Aゾーン ・駅南大路地区 ・中濠通り地区 ・姫路駅北駅前広場地区 歴史的町並み景観形成地区 ・野里街道地区 風景形成地域 ・姫路城周辺風景形成地域	・建築物 (建築基準法第2条第1項に規定する建築物)	・高さが12mを超えるもの ・建築面積が1,000㎡を超えるもの
	・煙突、高架水槽、擁壁、昇降機、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で屋外広告物を除くもの ・垣、さく、塀、門その他これらに類するもの ・街灯、照明灯等その他これらに類するもの	・高さが15mを超えるもの ・建築物と一体となって設置される場合は、高さが10mを超え、かつ、建築物の高さとの合計が15mを超えるもの ・その敷地の用に供する土地の面積が1,000㎡を超えるもの
	・高架道路、高架鉄道、横断歩道橋等	・地上からの高さが5mを超えるもの
	・橋りょう、こ線橋等	・幅員が10mを超えるもの ・延長が30mを超えるもの
都市景観形成地区 ・大手前通り地区Bゾーン	・建築物 (建築基準法第2条第1項に規定する建築物)	・高さが27mを超えるもの ・建築面積が1,000㎡を超えるもの
	・煙突、高架水槽、擁壁、昇降機、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で屋外広告物を除くもの ・垣、さく、塀、門その他これらに類するもの ・街灯、照明灯等その他これらに類するもの	・高さが30mを超えるもの ・建築物と一体となって設置される場合は、高さが10mを超え、かつ、建築物の高さとの合計が30mを超えるもの ・その敷地の用に供する土地の面積が1,000㎡を超えるもの
	・高架道路、高架鉄道、横断歩道橋等	・地上からの高さが5mを超えるもの
	・橋りょう、こ線橋等	・幅員が10mを超えるもの ・延長が30mを超えるもの

(2) 良好な景観の形成に著しい影響を及ぼすおそれがあると特に市長が認める行為

注1) 外観の変更の程度が低い増改築、修繕・模様替え、色彩の変更等の行為は対象から除きます。

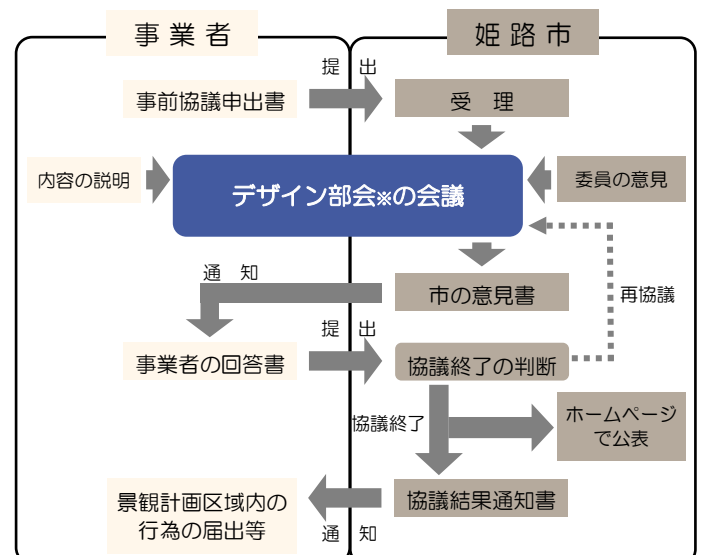
注2) 対象行為に伴い表示・設置する屋外広告物等についても協議事項に含まれます。

協議事項

景観計画に定める景観形成基準や屋外広告物条例に定める許可基準に基づき、建築物、工作物、屋外広告物等の規模、色彩、デザインその他良好な景観の形成に影響を与える事項について、市と協議します。

〔※デザイン部会〕 景観・広告物審議会に設置され、専門的な知識を有する委員で構成

協議手続の流れ



協議手続

①協議の申出

- ・景観計画区域内の行為の届出に先立ち、**行為着手予定日の90日前までに**、「デザイン事前協議（変更）申出書（様式4号）」正・副2部に必要書類を添付して、市に提出して下さい。

※協議は最短でも1ヵ月程度を要します。協議結果を計画に反映できるよう早めの申出をお願いします。

②協議の方法

- ・デザイン部会の会議で、事業者（代理者）及び設計者に行為内容や景観配慮事項等について説明していただき、デザイン部会の委員と意見交換を行います。（会議の2週間前までに申出書と必要書類の写しを10部提出して下さい。）
- ・デザイン部会の委員の意見を踏まえた市の意見書を通知しますので、これに対する回答書を作成し、市に提出して下さい。
- ・市は、回答書の内容に基づき、協議終了または再協議について判断します。

③協議の終了

- ・次のいずれかの場合に、協議を終了します。
 - （ア）協議が調ったとき
 - （イ）協議が調わない場合、事業者が協議の終了を申し出て、相当の理由があると市長が認めたとき

④協議結果の通知・公表

- ・協議の終了後に、協議結果を事業者には通知するとともに、市のホームページに掲載し、公表します。（協議結果をふまえて景観計画区域内の行為の届出や屋外広告物の許可申請を行って下さい。）

必要書類

種類※1	縮尺※2	備考
委任状		申請者以外が届け出る場合
付近見取図	1/2,500以上	
現況写真		敷地及び周囲の状況を示すもの
配置図	1/100以上	門・塀・植栽・屋外設備等の敷地内の外部構成を記載したもの
各階の平面図	1/200以上	
各面の立面図	1/200以上	主要部分の材料の種別・仕上げ・マンセル値を記載したもの
2面以上の断面図	1/200以上	主要部を表示したもの
屋外広告物に関する資料		意匠・色彩・寸法・表示面積等を記載したもの
完成予想図書		昼夜における彩色した2面以上の立面図又は外観カラーパース
景観シミュレーション図		建築物等の完成予想図書と現況写真を合成した昼夜の画像を作成
景観配慮事項への自己評価書		地区地域ごとに定められた景観形成の目標や基準に基づいて、行為の内容と景観への配慮事項を記載

※1 市長が添付の必要がないと認める図書は省略できます。

※2 定められた縮尺の図面では適切に表示できない場合は、この限りではありません。

特例基準緩和制度

景観計画区域内の行為の届出や屋外広告物条例に基づく許可申請において、計画内容が景観形成基準や屋外広告物の許可基準に適合していない場合であっても、地域の良い景観の形成に資すると認められるものに限り、デザイン部会の意見を聴いて、特例的に基準を緩和できる制度です。（ただし、建築物等の高さの基準については、この制度の対象となりません。）

協議手続

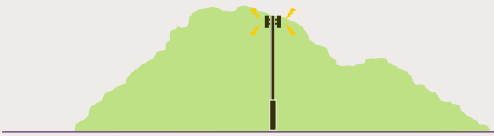
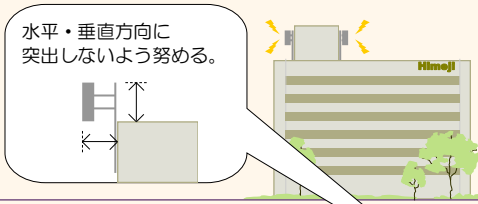
- ・事業者は、基準緩和を行うべき理由等を記載した特例基準緩和申出書に必要書類※を添付して、市に提出してください。
〔※必要書類〕付近見取図、現況写真、配置図、平面図、立面図、断面図、イメージパース、景観シミュレーション図、その他基準緩和を行うべき理由を証明する書類等
- ・デザイン部会の会議で、事業者（代理者）及び設計者に行為内容や基準緩和を行うべき理由等について説明していただき、デザイン部会の委員と意見交換を行います。
- ・市は、デザイン部会の意見を踏まえ、基準緩和の可否について判断し、事業者に通知します。

memo

携帯電話基地局の設置に関する指導指針

携帯電話基地局の設置に関して、良好な景観形成を図るため、一定の指針を定め指導するものとします。

指導指針

	A. 独立型の携帯電話基地局	B. 建築物に付属する携帯電話基地局
		
高さ	・最小限の高さとする。 ・周囲の建築物等と比べ、著しく高くないようにする。	・最小限の高さとする。 ・周囲の建築物等と比べ、著しく高くないようにする。
位置	・寺や神社などの歴史的、文化的な景観資源の近傍は避ける。 ・国道や主要地方道等の主要な道路沿いは避ける。 ・住宅地やまとまりのある農地において、目立つ場所は避ける。	・敷地に接する道路から視認しにくい位置に設置する。 ・建築物から突出し、又は屋上等に独立して設置せず、建築物の側面に設置するよう努める。やむを得ず突き出る場合は、地域の景観特性に応じて、下記のとおりとする。 ①景観形成地区（通りから視認できる場合）⇒突出させない。 ②景観形成地区・風景形成地域⇒2m程度までとする。 ③商業地、住宅地⇒3～4m程度までとする。 ④工業地等⇒可能な限り軽減する。
色彩	・眺望（遠景）に配慮し、背景と調和する色彩とする。 ・下記のとおり、地域ごとに推奨する色彩を基本とする。 ①山間部、田園地：こげ茶（5YR2.5/1.5程度） ②住宅地：クリーム色（5Y7.5/1.5程度） ③工業地：亜鉛色（N7程度）	・建築物の壁面又は屋根と同一系統色とする。
共用化	・他社の携帯電話基地局との共用化に努める。	・他社の携帯電話基地局との共用化に努める。
その他	・遮へい効果のある生垣やフェンスによりキュービクル等が周囲から見えないようにする。	・屋上にキュービクル等を設ける場合は、パラペットやルーバー等によって通りから見えないようにする。

さらに、一定の規模を超える新設行為等を行う場合は、景観計画区域内の行為の届出が必要です。（届出対象規模・行為は2ページを参照）

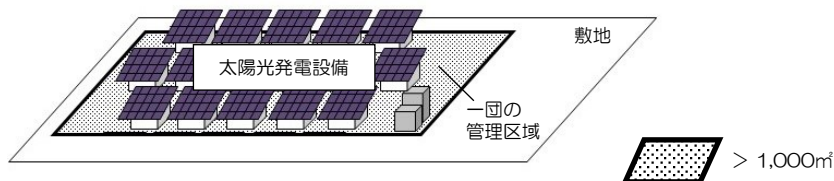
土地に設置する大規模な太陽光発電設備に係る景観の届出について

姫路市内で、土地に設置する太陽光発電設備のうち、その敷地の用に供する土地の面積が1,000㎡を超えるもの等を設置する場合は、「景観計画区域内における行為の届出」が必要です。

※土地には、池や貯水池なども含まれます。

届出対象規模

その土地の用に供する土地の面積（太陽光発電設備及びその周囲に当該設備を管理するために設けられた一団の区域の面積）が1,000㎡を超えるもの



※重点的に景観の形成を図る区域のうち、大手前通り地区（Aゾーン及びBゾーン）、駅南大路地区、中濠通り地区、姫路駅北駅前広場地区及び野里街道地区においては、全ての規模が対象となります。

景観形成支援事業

姫路市では、市民の皆様が実践する良好な景観の形成に対して、さまざまな支援を行っています。詳しくはまちづくり指導課までお問い合わせください。

都市景観形成市民団体の認定・助成

一定の地域における都市景観の形成を図ることを目的とした市民団体等で、その地域の都市景観の形成に有効な活動を行うものを都市景観形成市民団体として認定し、活動に要する経費に助成を行います。

都市景観アドバイザー派遣

都市景観形成市民団体など、都市景観の形成に努めようとする団体や個人に対する技術的援助として、都市景観に関する知識と経験を有する専門家（都市景観アドバイザー）を派遣します。都市景観アドバイザーは、地域の都市景観形成に関することや、建築物等のデザイン・意匠・素材、都市景観重要建築物等の保存・修理等に関して、専門的な立場から助言・指導を行います。

景観協定の認可

景観法に基づき、一団の土地の所有者等の全員の合意により、その土地の区域における良好な景観の形成に関して締結される協定のことです。景観協定では、建築物の形態意匠、敷地、位置、規模、用途等の基準や、緑化に関する事項、屋外広告物の基準など、幅広く定めることができます。

姫路市では現在1件の景観協定が認可されています。（2021年現在）

都市景観重要建築物等の指定・保存に係る助成

町家や洋館など、都市景観形成上重要な価値がある建築物、工作物、樹木等を「都市景観重要建築物等」に指定し、その保存に要する経費に助成を行います。

古民家再生促進支援事業

姫路らしい歴史的町並み景観の維持・継承に寄与する古民家を再生し、地域交流施設等として活用しようとするものに対し、兵庫県とともに改修工事費に助成を行います。

都市景観賞・都市景観フォーラム

景観に対する市民意識の醸成を図るため、3年に一度、景観形成に寄与していると認められる建築物などを「都市景観賞」として表彰しているほか、景観の専門家を招いて「都市景観フォーラム」を開催しています。

景観遺産

市内に埋もれている景観資源を市民とともに発掘し、共有するため、未来へ引き継ぎたい姫路のすぐれた景観を募集し、「景観遺産」として登録・活用しています。景観遺産や眺望スポットを巡るルートマップを作成したほか、市のホームページ等に掲載し、市民や観光客に広く周知するよう取り組んでいます。

景観タウンウォッチング

地域の歴史と景観への関心を深めるため、市内の優れた景観や、景観上重要な建築物等を見ながらまち歩きを行う「景観タウンウォッチング」を毎年開催しています。

ひめじ古民家・町家バンク

不動産事業者が取り扱う古民家・町家の物件情報を市ホームページ上で発信し、所有者と利活用希望者とを結びつけ、古民家・町家の有効活用を促進し、町並みの保全と地域活性化を促進します。

都市環境照明ガイドライン

美しい夜間景観の形成を目指して、都市環境照明についての基本的な考え方や具体的な照明手法、照明計画についての指針を示したものです。

違反者に対する処分等・罰則

処分等について

	対 象	処 分 等
デザイン事前協議	協議を行わない場合 虚偽の内容で協議を行った場合 協議を行わずに行為に着手した場合	勧告
	勧告に従わない場合	その旨を公表
景観計画区域内の行為の届出	届出行為が制限（基準）に適合しない場合	勧告
	勧告に従わない場合	その旨を公表
	届出行為が形態意匠の制限（基準）に適合しない場合	設計変更等の命令
	設計変更命令に従わない場合	原状回復等の命令
行為完了の届出	届出行為が制限（基準）に適合しない場合	勧告
	勧告に従わない場合	その旨を公表

罰則について

	対 象	罰 則
景観計画区域内の行為の届出	原状回復命令違反	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	変更命令違反	50万円以下の罰金
	無届け・虚偽の届出 無報告・虚偽の報告 立ち入り検査等の拒否・妨害 行為の着手制限違反	30万円以下の罰金

memo

色彩について

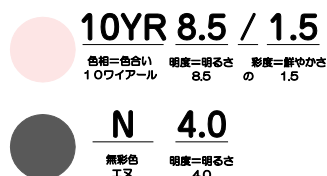
姫路市景観計画による景観形成基準では、色彩を正確かつ客観的に表すために、マンセル表色系を採用しています。

マンセル表色系は、JISにも採用され多くの国々で用いられており、色彩のものさしともいえる尺度で、ひとつの色彩を「色相(いろあい)」「明度(あかるさ)」「彩度(あざやかさ)」という3つの属性の組み合わせによって表現します。

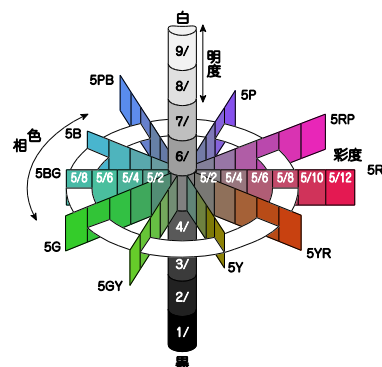
これによって、赤や青、黄色などといった色名による表現よりも個人差のない正確な色彩を表現することができます。

※印刷によって実際のマンセル表色系と色が異なる場合があります。
正確なマンセルは色票集でご確認ください。まちづくり指導課に備え付けていますので、ご利用ください。

マンセル表色系のしくみ



マンセル記号による色彩の表し方と読み方



マンセル表色系のしくみ

